

県発注工事の契約締結にあたって

平素は、県行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、これまでから県内事業者への受注機会の増大を図るため、県内事業者への優先発注に取り組んでおり、また、県内下請・県内材料調達の利用を促進、社会保険等未加入対策の推進を実施しているところです。

つきましては、県発注工事を受注された際には、下記の点についてご協力いただきたくよろしく申し上げます。

記

○ 県内下請・県内材料調達等の利用促進について

- 1 県発注の工事に関し、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り滋賀県内に本店を有する者の中から選定してください。
- 2 県発注の工事に関し、工事材料については、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用し、工事材料の調達についても、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者の中から選定してください。
- 3 ディーゼル車等の燃料に使われている軽油の代金には、軽油引取税という県の税金が、1リットルあたり 32.1 円含まれています。軽油引取税は、一般的に軽油を購入した販売店の所在する県の収入となり、貴重な財源となります。住みよい地域をつくるため、軽油は可能な限り、県内事業者から購入願います。

○ 法定福利費の適正な算出について

請負代金内訳書作成にあたっては、次の3点にご注意ください

- ・ 計算間違いや桁のずれ等、数値的・機械的に誤っていないこと。
- ・ 法定福利費の算出について、国交省作成のマニュアルを参考にする等、適正な方法で行っていること。
- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

【お問い合わせ】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

土木交通部 監理課

審査契約係 (内線 4116)

TEL 077-528-4116 FAX 077-524-0943

E-mail ha0002@pref.shiga.lg.jp